

令和元年10月29日  
山口県報号外第25号別冊

# 山口県人事行政の運営等の状況

令和元年10月

山口県

## 〈 目 次 〉

### I 山口県人事行政の運営の状況

1	職員の任免及び職員数等の状況	1
(1)	採用・退職等の状況	1
(2)	職員数の状況	2
2	人事評価の状況	4
(1)	人事評価の状況	4
3	給与等の状況	6
(1)	総括	6
(2)	職員の平均給与月額、初任給等の状況	7
(3)	一般行政職の級別職員数等の状況	9
(4)	職員の手当の状況	11
(5)	特別職の報酬等の状況	16
(6)	公営企業職員の状況	16
4	勤務時間その他の勤務条件	23
(1)	一般職員の勤務時間	23
(2)	年次有給休暇	23
(3)	特別休暇等	23
(4)	介護休暇	23
(5)	介護時間	24
(6)	子育て支援部分休暇	24
5	職員の休業の状況	25
(1)	自己啓発等休業	25
(2)	育児休業等	25
(3)	配偶者同行休業	25

6	分限及び懲戒処分の状況	26
(1)	分限処分者数	26
(2)	懲戒処分者数	26
7	サービスの状況	27
(1)	職務に専念する義務の免除	27
(2)	営利企業等への従事許可	27
8	退職管理の状況	28
(1)	再就職に関する規制等	28
(2)	退職者の再就職の状況	28
9	職員の研修の状況	31
(1)	研修の状況	31
10	職員の福祉及び利益の保護の状況	33
(1)	保健の状況	33
(2)	福利厚生	33
(3)	公務災害補償	34
11	特定事業主行動計画に基づく措置の実施状況	35
(1)	知事部局等	35
(2)	教育委員会	36
(3)	警察本部	37

## II 山口県人事委員会の業務の状況

1	職員の競争試験及び選考の状況	38
(1)	職員の競争試験の状況	38
(2)	選考の状況	39

2	職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する 報告及び勧告の状況……………	40
3	職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する 措置の要求の状況……………	43
4	職員に対する不利益な処分についての審査請求の状況……………	43

# I 山口県人事行政の運営の状況

## 1 職員の任免及び職員数等の状況

### (1) 採用・退職等の状況（平成30年度）

#### ア 採用

区分	試験					採用選考	計
	大卒程度	短卒程度	高卒程度	保健師 看護師等	警察官		
一般行政職等	64人		21人	3人		14人	102人
医療職						3人	3人
教育職						399人	399人
警察職					121人	30人	151人
技能労務職							
計	64人		21人	3人	121人	446人	655人

(注)一般行政職等：下記以外の給料表適用者

医療職：医療職給料表適用者

教育職：教育職給料表適用者

警察職：公安職給料表適用者

技能労務職：現業職給料表適用者

(以下、退職、再任用も区分は同様の区分)

#### イ 退職

区分	定年退職	応募認定等退職	普通退職	その他	計
一般行政職等	122人	19人	35人	1人	177人
医療職	4人		2人		6人
教育職	432人	81人	59人	6人	578人
警察職	84人	6人	27人	4人	121人
技能労務職	2人				2人
計	644人	106人	123人	11人	884人

#### ウ 再任用

区分	再任用(常勤勤務)		再任用(短時間勤務)	
		更新		更新
一般行政職等	129人	82人	55人	46人
医療職			1人	1人
教育職	345人	218人	112人	76人
警察職	36人	22人		
技能労務職	9人	8人		
計	519人	330人	168人	123人

(2) 職員数の状況

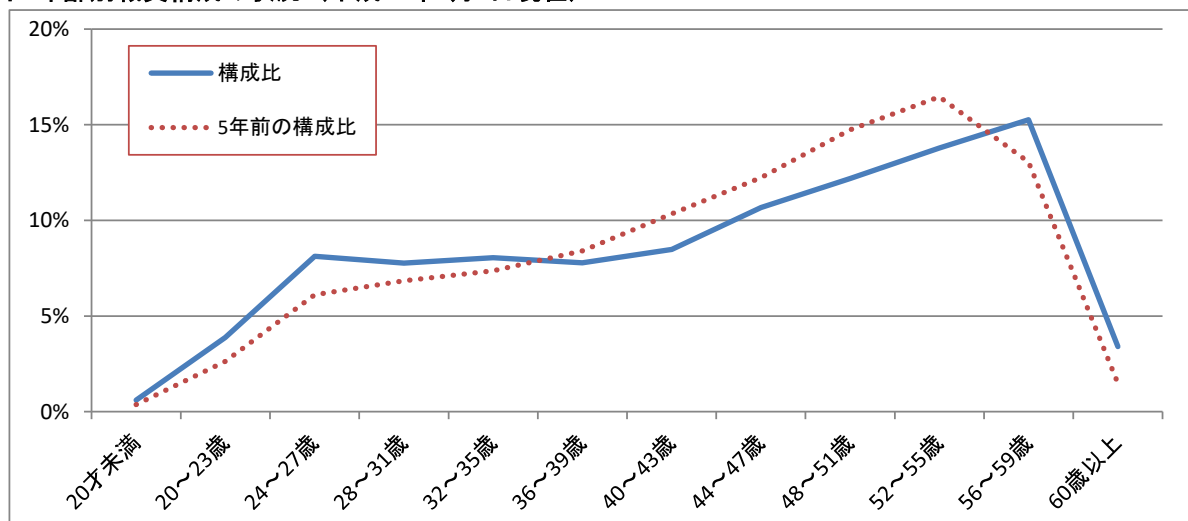
ア 部門別職員数の状況及び主な増減理由（各年度4月1日現在）

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		平成30年度	令和元年度		
一般行政	議会	32人	30人	△2人	体制見直しによる減員
	総務企画	570人	562人	△8人	体制見直しによる減員
	税務	212人	213人	1人	欠員補充による増員
	民生	244人	256人	12人	一時保護所体制整備に係る増員
	衛生	504人	504人	0人	
	労働	69人	70人	1人	過員配置による増員
	農林水産	962人	939人	△23人	体制見直しによる減員
	商工	142人	139人	△3人	派遣引揚による減員
	土木	843人	813人	△30人	イベント終了による減員
	小計	3,578人	3,526人	△52人	
特別行政	教育部門	11,494人	11,386人	△108人	児童生徒数の減少による減員
	警察部門	3,573人	3,561人	△12人	業務統合による減員
	小計	15,067人	14,947人	△120人	
公営企業等会計	企業	120人	120人	0人	
	その他	30人	31人	1人	業務量の増加による増員
	小計	150人	151人	1人	
合計		18,795人 [ 21,022人 ]	18,624人 [ 20,895人 ]	△171人 [△127人]	

(注) 1 職員数は、一般職に属する職員数であり、退職者、派遣者等を含みます。

2 [ ]内は、条例定数の合計です。

イ 年齢別職員構成の状況（平成31年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	112人	723人	1,514人	1,445人	1,500人	1,448人	1,580人	1,988人	2,271人	2,567人	2,842人	634人	18,624人

## ウ 職員数の推移

(各年4月1日現在)

区分 部門別	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	3,710 人	3,699 人	3,689 人	3,653 人	3,578 人	3,526 人	△ 184 人 (△5.0%)
教育	11,857 人	11,794 人	11,744 人	11,656 人	11,494 人	11,386 人	△ 471 人 (△4.0%)
警察	3,537 人	3,527 人	3,562 人	3,559 人	3,573 人	3,561 人	24 人 (0.7%)
普通会計 計	19,104 人	19,020 人	18,995 人	18,868 人	18,645 人	18,473 人	△ 631 人 (△3.3%)
公営企業等会計	181 人	145 人	147 人	149 人	150 人	151 人	△ 30 人 (△16.6%)
計	19,285 人	19,165 人	19,142 人	19,017 人	18,795 人	18,624 人	△ 661 人 (△3.4%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

## 2 人事評価の状況

### (1) 人事評価の状況

職員の意欲・士気の高揚や能力向上を図ることを目的に、職員の昇任・異動等に当たっての参考資料として活用するため、「能力評価」と「実績評価」で構成する人事評価制度を導入しています。人事評価の結果は、昇給や勤続手当の成績率に反映する他、職員の昇任・異動等に当たっての参考資料として活用しています。

#### ア 知事部局等

種別	管理職員	一般職員
能力評価 〔Aa～Ccの 9段階評価〕	<p>【目的】 職務遂行過程を通じて発揮された職員の能力を把握し、的確な評価と指導・助言を行うことによって、中長期的な人材育成や適切な人事配置等に資すること。</p> <p>【評価の内容】 「知識・技能」や「企画・立案力」等10項目について、各職位別に定める一定の基準に照らして、能力の水準を評価する。 〔評価期間：暦年(1月～12月)、評価基準日：9月1日〕</p> <p>【評価者】 該当職員の上位級職員</p>	
実績評価 〔S～Dの 5段階評価〕	<p>【目的】 組織の重要課題を踏まえた目標を設定し、その達成度等を評価することにより、管理職員の成果責任の明確化と効果的な組織マネジメントに資すること。</p>	<p>【目的】 客観的な業務実績や執務態度を評価することにより、職員の職務に対する意欲の向上や中長期的な人材育成等に資すること。</p>
	<p>【評価の内容】 年度当初に目標を設定し、評価期間中に挙げた実績を、その達成度により評価する。 〔評価期間：年度(4月～3月) 評価基準日：2月1日〕</p>	<p>【評価の内容】 評価期間中における業務実績等について、評価基準に照らし評価する。 半期に一度、年2回評価を実施。 〔評価期間：半年(4月～9月、10月～3月) 評価基準日：9月1日、2月1日〕</p>
<p>【評価者】 該当職員の上位級職員</p>		

#### イ 教育委員会

種別	管理職員	一般職員
能力評価 〔Aa～Ccの 9段階評価〕	<p>【目的】 職務遂行過程を通じて発揮された職員の能力を把握し、的確な評価と指導・助言を行うことによって、中長期的な人材育成や適切な人事配置等に資すること。</p> <p>【評価の内容】 「知識・技能」や「企画・立案力」等10項目について、各職位別に定める一定の基準に照らして、能力の水準を評価する。 〔評価期間：暦年(1月～12月)、評価基準日：9月1日〕</p> <p>【評価者】 該当職員の上位級職員</p>	
実績評価 〔S～Dの 5段階評価〕	<p>【目的】 組織の重要課題を踏まえた目標を設定し、その達成度等を評価することにより、管理職員の成果責任の明確化と効果的な組織マネジメントに資すること。</p>	<p>【目的】 客観的な業務実績や執務態度を評価することにより、職員の職務に対する意欲の向上や中長期的な人材育成等に資すること。</p>
	<p>【評価の内容】 年度当初に目標を設定し、評価期間中に挙げた実績を、その達成度により評価する。 〔評価期間：年度(4月～3月) 評価基準日：2月1日〕</p>	<p>【評価の内容】 評価期間中における業務実績等について、評価基準に照らし評価する。 半期に一度、年2回評価を実施。 〔評価期間：半年(4月～9月、10月～3月) 評価基準日：9月1日、2月1日〕</p>
<p>【評価者】 該当職員の上位級職員</p>		



## ウ 警察本部

平成29年1月1日から新たな人事評価制度を導入し、3つの評価により職員一人一人を評価しています。

### ■ 3つの評価

能力評価	職務を遂行するに当たり発揮した能力を評価
業績評価	職務を遂行するに当たり挙げた業績を評価
総合評価	能力評価及び業績評価の結果に基づき総合的に評価

### 3 給与等の状況

#### (1) 総括

##### ア 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (31年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 29年度の人件費率
30年度	人 1,365,926	千円 601,629,632	千円 4,847,289	千円 176,848,384	% 29.4	% 29.1

##### イ 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
30年度	人 18,645	千円 81,901,324	千円 14,078,182	千円 32,240,586	千円 128,220,092	千円 6,877

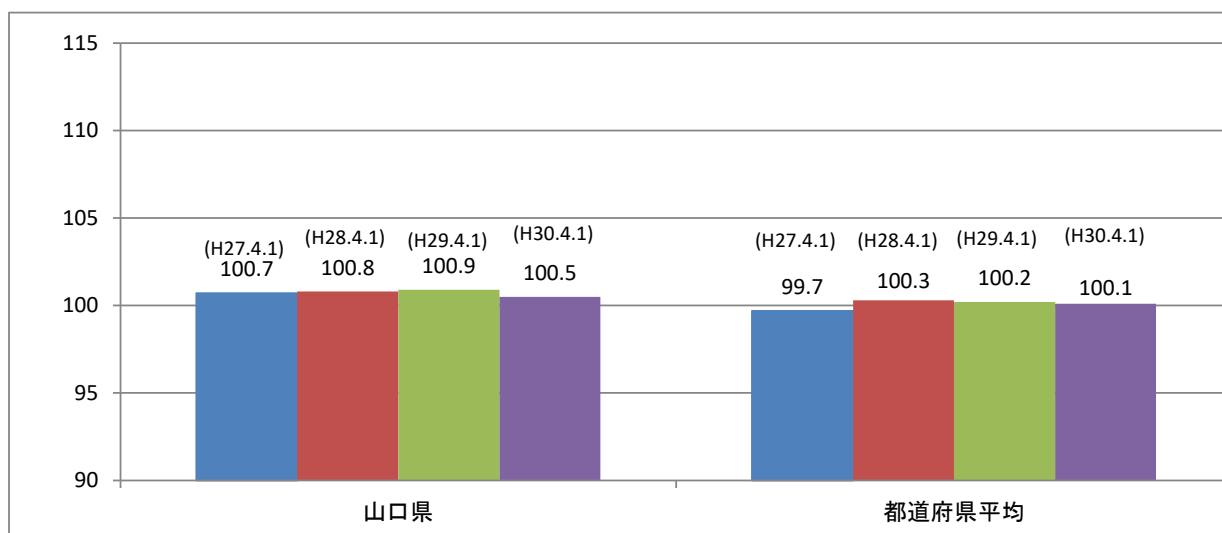
- (注) 1 職員手当には退職手当を含んでいません。  
 2 職員数は、平成30年4月1日現在の人数です。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

##### ウ 給与等の減額措置の状況

###### (本県独自の取組)

対象者	減額の割合	期間
知事	給料月額10%	平成26年4月1日～令和2年3月31日
副知事、公営企業管理者、教育長、常勤の監査委員	給料月額5%	平成26年4月1日～令和2年3月31日

##### エ ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

※ 平成30年4月1日のラスパイレズ指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

③平成29年度の給与改定において、国が引上げを実施したのに対して、本県は給料表を据置いたため、ラスパイレズ指数は低下した。また、平成30年度に人事委員会から勧告された国家公務員との均衡を考慮した給与水準の見直しの実施等により、令和元年度からラスパイレズ指数がさらに低下する見込みである。

## オ 給与改定の状況

### ①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A 円	公務員給与 B 円	較差 A-B 円	勧告 (改定率) %		
30年度	368,666	366,872	1,794 (0.49%)	0.22	0.22	0.16

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレズ比較した平均給与月額です。

### ②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A 月	公務員の 支給月数 B 月	較差 A-B 月	勧告 (改定月数) 月		
30年度	4.42	4.30	0.12	0.10	4.40	4.45

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

## カ 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

### ①給料表の見直し

[ 実施 ]

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。若年層は据置き、高齢層は最大4%程度の引下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

### ②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 国基準(周南市3%)に対し、県内に在勤する職員に対して0.15%を支給。

(実施時期) 平成27年4月1日より実施。給与制度の総合的見直しによるものではなく、平成27年度の人事委員会勧告に基づくものであり、平成27年4月に遡及して支給。

(参考)

	平成26年度の 支給割合	平成27年度の支給割合		平成28年度の 支給割合	平成29年度の 支給割合	平成30年度の 支給割合
		4月1日時点	遡及改定後			
国基準による支給割合	3%	3%	3%	3%	3%	3%
山口県の支給割合	0%	0%	0.15%	0.15%	0.15%	0.15%

### ③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

## (2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### ア 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成31年4月1日現在)

#### (ア) 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
山口県	43.8 歳	333,514 円	401,271 円	359,290 円
国	43.4 歳	329,433 円	—	411,123 円

### (イ) 技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
山口県	61.0 歳	4 人	226,750 円	236,525 円	227,050 円	—	—	—	—
うち校務技士等	60.6 歳	3 人	227,100 円	239,400 円	227,400 円	用務員	55.6 歳	207.2 千円	1.16
国	50.9 歳	2,431 人	287,312 円	—	329,380 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年取ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
山口県	—	—	—
うち校務技士等	2,728,800円	2,808.7千円	0.97

(注) 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、民間のデータについては、正職員でない労働者が含まれるなど、雇用形態、年齢、業務内容等に違いがあります。

※「うち〇〇〇」とあるのは、本県の技能労務職のうち、主な職種を記載したものです。

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(平成27年～29年の3ヶ年平均)

※用務員については、都道府県別のデータが公表されていないため、全国計のデータを記載している。

※年取ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

### (ウ) 高等（特別支援・専修）学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
山口県	47.8 歳	389,900 円	440,767 円

### (エ) 小・中学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
山口県	44.8 歳	373,141 円	414,454 円

### (オ) 警 察 職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
山口県	39.0 歳	325,234 円	436,778 円	352,995 円
国	41.4 歳	318,875 円	—	376,765 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成31年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。

### イ 職員の初任給の状況(平成31年4月1日現在)

区 分	山 口 県	国	
一般行政職	大学卒	187,200 円	180,700 円
	高校卒	153,000 円	148,600 円
技能労務職	高校卒	141,900 円	—
高等学校教育職	大学卒	209,100 円	—
小・中学校教育職	大学卒	209,100 円	—
警察職	大学卒	210,400 円	202,000 円
	高校卒	178,100 円	171,200 円

ウ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成31年4月1日現在）

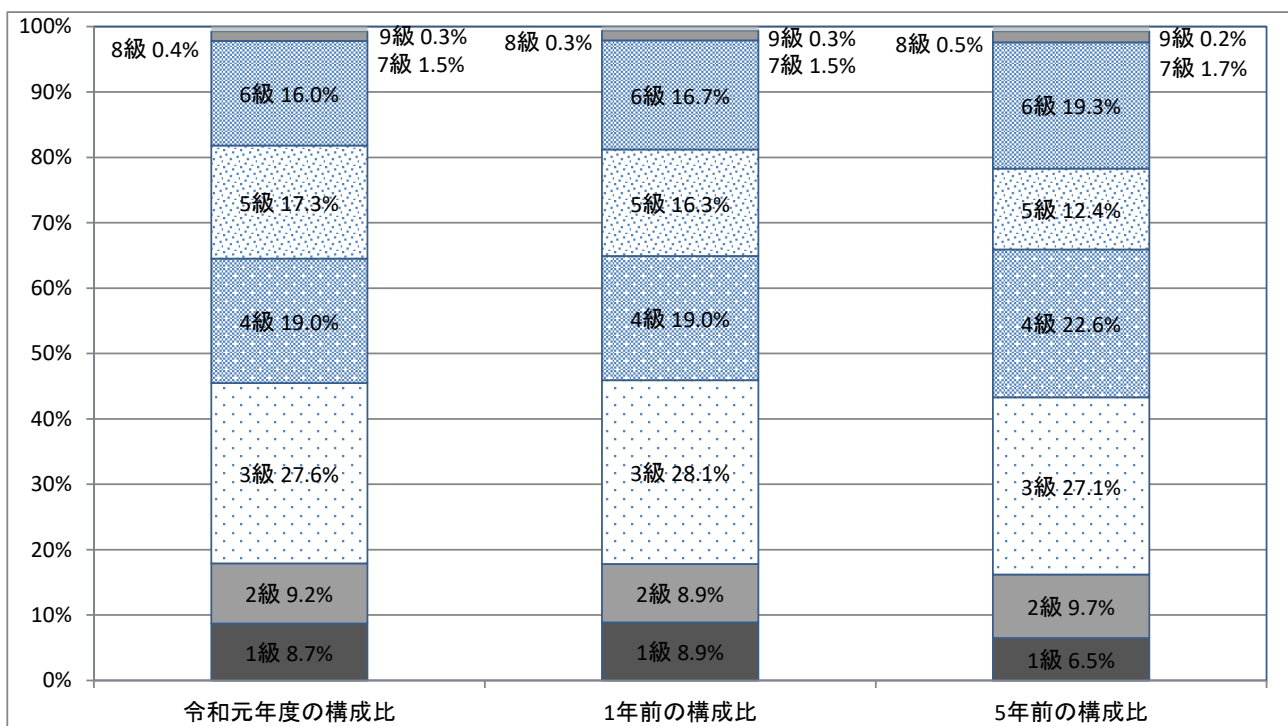
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	271,500 円	362,939 円	389,451 円	409,842 円
	高校卒	223,856 円	311,500 円	354,722 円	367,892 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円
高等学校教育職	大学卒	317,206 円	404,520 円	428,545 円	439,706 円
小・中学校教育職	大学卒	317,132 円	397,287 円	420,053 円	430,308 円
警察職	大学卒	259,664 円	374,444 円	414,618 円	414,713 円
	高校卒	262,254 円	345,287 円	387,992 円	414,447 円

(3) 一般行政職の級別職員数等の状況

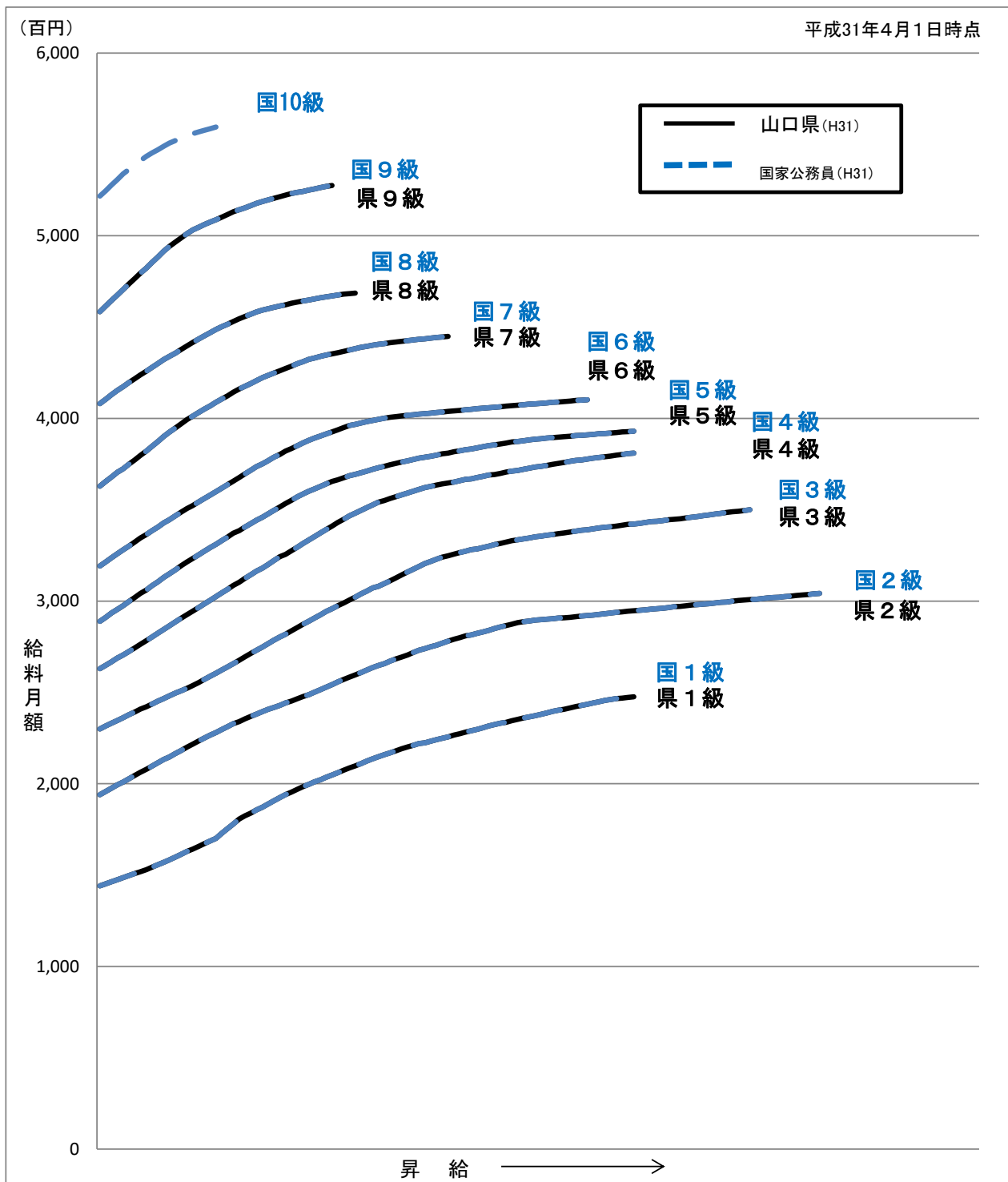
ア 一般行政職の級別職員数等の状況（平成31年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
9 級	本庁部長	12 人	0.3 %
8 級	局長、理事	15 人	0.4 %
7 級	本庁部次長	63 人	1.5 %
6 級	本庁課長	657 人	16.0 %
5 級	相当困難主査	712 人	17.3 %
4 級	主査	780 人	19.0 %
3 級	主任	1,132 人	27.6 %
2 級	係員	377 人	9.2 %
1 級	係員	356 人	8.7 %

(注) 1 山口県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



イ 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（平成31年4月1日現在）



### ウ 昇給への人事評価の活用状況

平成30年4月2日から平成31年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）	○			
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

### (4) 職員の手当の状況

#### ア 期末手当・勤勉手当

山 口 県			国		
1人当たり平均支給額(平成30年度)			—		
1,757 千円					
(30年度支給割合)			(30年度支給割合)		
期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当	
2.60 月分	1.80 月分		2.60 月分	1.85 月分	
(1.45) 月分	(0.85) 月分		(1.45) 月分	(0.90) 月分	
(加算措置の状況)			(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置			職制上の段階、職務の級等による加算措置		
・役職加算 5～20%			・役職加算 5～20%		
・管理職加算 15、25%			・管理職加算 10～25%		

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

### オ 勤勉手当への人事評価の活用状況

平成30年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）	○			
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

### イ 退職手当（平成31年4月1日現在）

山 口 県			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575月分	47.709 月分
最高限度額	47.709月分	47.709 月分	最高限度額	47.709月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)			定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)		
1人当たり平均支給額	3,059 千円	22,210 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額です。

## ウ 地域手当（平成31年4月1日現在）

支給実績(平成30年度決算)		170,817 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算)		9,159 円	
支給対象地域(職種)	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京都特別区	20 %	18 人	20 %
大阪市	16 %	7 人	16 %
つくば市	16 %	0 人	16 %
京都市	10 %	1 人	10 %
広島市	10 %	7 人	10 %
福岡市	10 %	0 人	10 %
福津市	10 %	10 人	10 %
仙台市	6 %	0 人	6 %
岡山市	3 %	1 人	3 %
北九州市	3 %	0 人	3 %
周南市	0.15 %	1,587 人	3 %
山口県内に在勤する職員	0.15 %	16,840 人	0 %
上記以外の市町村	0.00 %	18 人	0 %
医師	16 %	15 人	16 %
平均支給率	0.2 %	—	0.3 %

(注)「国の制度(支給率)」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率です。

## エ 特殊勤務手当（平成31年4月1日現在）

支給実績(平成30年度決算)		1,152,075 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算)		150,186 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成30年度)		41.1 %		
手当の種類		17 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (30年度)決算	左記職員に対する支給 単価
税務手当	税務課、県税事務所に勤務する職員	県税の賦課、徴収に関する業務	1,152,075 千円	日額 650円
福祉業務手当	福祉事務所等に勤務する職員	福祉に関する現業業務		日額 650円
精神保健福祉業務手当	(1) 保健所等に勤務する職員	(1) 精神保健福祉法に基づく調査、立会、護送、指導、看護等の業務		(1)日額 300円
	(2) 精神保健福祉センターに勤務する職員	(2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する相談、指導等に関する業務		(2)日額 300円
感染症防疫等業務手当	(1) 右の業務を行った職員	(1) 狂犬病予防法に基づく野犬等の捕獲等の業務、家畜伝染病発生時の伝染性疾病に感染した動物の取扱等の業務等		(1)日額 300～760円
	(2) 保健所に勤務する職員	(2) 感染症法に基づく質問・調査		(2)日額 300円
	(3) 動物愛護センターに勤務する獣医師	(3) 動物の治療、処分、飼育管理		(3)日額 850円
衛生検査手当	(1) 保健所の試験検査課勤務職員	(1) 病理細菌検査、環境衛生・食品衛生等の試験検査		(1)日額 300円
	(2) 保健所に勤務する非専任のと畜検査員、食鳥検査員	(2) と畜検査、食鳥検査		(2)日額 850円
種雄牛馬取扱手当	農林総合技術センターに勤務する職員	種雄牛馬の自然交配、精液の採取等のための種雄牛馬を御する作業		日額 300円



手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (30年度)決算	左記職員に対する支給 単価
災害応急作業等手当	土木建築部に勤務する職員	異常な自然現象により重大な災害が発生した場合に県の管理する河川の堤防等において行う業務		巡回監視 日額 480円 応急作業 日額 730円
道路上作業手当	道路整備課、土木事務所勤務する職員	交通を遮断することなく行う道路の維持又は修繕の作業		日額 300円
特殊現場作業手当	(1) 総務部消防保安課に勤務する職員	(1) 高圧ガス保安法の規定に基づいて行う完成検査、立入検査等の業務		(1)日額 300円
	(2) 保健所等に勤務する職員	(2) 廃棄物の投棄されている場所において行う原状回復作業及び廃棄物の性状調査		(2)日額 300円
	(3) 健康福祉部業務課に勤務する職員	(3) 司法警察員の業務及びけん銃訓練		(3)日額 1,500円
	(4) 農林総合技術センターに勤務する職員	(4) 傾斜地等において行う特殊自動車の運転作業		(4)1時間 100～120円
	(5) 水産事務所等に勤務する職員	(5) 漁業取締船に乗船して行う漁業取締作業		(5)日額 300円 (常時乗り組む職員 500円)
	(6) 防災危機管理課に勤務する職員	(6) 回転翼航機に搭乗して行う作業		(6) 搭乗1時間 1,900円 降下日額 870円
用地交渉手当	右の業務を行った職員	土木建築工事等の施行に伴う土地等の取得、使用、損失の補償のための交渉の業務		日額 650円
高所等作業手当	右の業務を行った職員	高所、深所、トンネル坑内等での調査、保守等の作業		1時間 120円 (トンネル坑内 130円)
教員特殊業務手当	教育職給料表(一)又は(二)の1級、2級の者	(1) 非常災害時等の緊急の防災等の業務		(1)日額 7,500～8,000円
		(2) 修学旅行等引率指導業務		(2)日額 4,250円
		(3) 対外運動競技等への引率指導業務		(3)日額 4,250円
		(4) 部活動指導業務		(4)日額 3,000円
		(5) 入学試験監督業務		(5)日額 900円
多学年学級担当手当	公立の小学校又は中学校に勤務する教育職員	2又は3の学年の児童等で編制されている学級を担当し、当該学級で行う授業、指導		日額 290円
兼務手当	教育職員	教育に関する他の職を兼ね、当該職に係る授業に従事した時		授業1時間につき1,300円の範囲内
添削指導手当	通信教育を担当する職員以外の教育職員	通信教育の添削指導		学習報告書 1通 160円
教育業務連絡指導手当	小学校、中学校等に勤務する主任等	教務等についての連絡調整、指導助言		日額 200円
警察作業手当	警察本部、警察署に勤務する職員	犯罪の予防・捜査・被疑者の逮捕作業、交通取締作業、爆発物処理等特に危険な作業等		日額 250～4,600円等

## オ 時間外勤務手当

支給実績(平成30年度決算)	2,980,784 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算)	382 千円
支給実績(平成29年度決算)	2,797,368 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成29年度決算)	355 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当（平成31年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度と異	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成30年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (平成30年度決算)
管理職手当	管理、監督の地位にある職員（本庁部課長、出先機関の長等）に対して支給 → 職員の属する級及び管理職手当区分に応じ33,000～130,000円	異	手当額 46,300～139,300円	1,171,860 千円	688,924 円
扶養手当	(1) 配偶者:6,500円 (2) 満22歳年度末までの子:10,000円 (3) その他の扶養親族:6,500円	異	(1)、(3) 配偶者及びその他の扶養親族:6,500円（行政職給料表8、9級は3,500円）	2,103,572 千円	253,595 円
住居手当	【職員が自ら居住する借家】 (1) 家賃が月額23,000円以下 → 家賃の月額から12,000円を控除した額  (2) 家賃が月額23,000円超 → 家賃の月額と23,000円との差額の2分の1を11,000円に加算した額 (最高支給限度額:27,000円)  【配偶者等が居住する借家】 職員が自ら居住する場合の借家に係る手当額の2分の1に相当する額	同		1,633,961 千円	306,559 円
通勤手当	【交通機関利用】 (1) 1箇月当たりの運賃の額が70,000円以下 → 定期券又は回数券の価額 (最も経済的かつ合理的なもの)  (2) 1箇月当たりの運賃の額が70,000円超 → 70,000円を超える額の2分の1に70,000円を加算した額  【自動車等使用(自転車を除く)】 通勤距離が2km以上4km未満の場合2,000円、以下距離に応じて加算 (最高支給限度額:通勤距離が98km以上の場合54,500円)	異	【交通機関利用】 運賃負担額に応じ支給 最高支給限度額 月額55,000円  【自動車等使用】 使用距離に応じ 2,000～31,600円	2,146,290 千円	135,824 円
単身赴任手当	異動によりやむを得ず単身で生活することとなった職員に対して支給 → 基礎額30,000円に職員の住居から家族の住居までの距離に応じて最高70,000円を加算	同		261,814 千円	401,555 円
休日勤務手当	祝日法による休日等又は年末年始の休日等において、正規の勤務時間として勤務した職員に対し支給 → 勤務1時間当たりの給与額の35%増の額	同		601,917 千円	618,620 円
宿日直手当	宿日直勤務をした職員に対し支給 → 勤務の内容に応じ4,400～7,400円	同		588,474 千円	301,010 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当受給職員等が、臨時又は緊急の必要により週休日等に勤務した場合に支給 <週休日等> 勤務1回につき4,000～12,000円 (6時間超勤務:150/100 を乗じた額) <週休日等以外の日(午前0時から午前5時)> 勤務1回につき2,000～6,000円	同		20,682 千円	90,314 円

手当名	内容及び支給単価	国の制度と異	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成30年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (平成30年度決算)
初任給調整手当	医師、歯科医師又は獣医師たる職員で採用困難なものに対して支給 < 医師又は歯科医師 > 採用後35年以内の期間、免許取得からの経過年数に応じた額 (最高支給額: 月額414,800円) < 獣医師 > 採用後1年間は月額30,000円。以降、毎年3,000円ずつ通減	同	< 獣医師 > 制度なし	1,269,159 千円 (初任給調整手当、 特勤手当、夜間勤務手当、農林漁業普及指導手当、へき地手当、義務教育等教員特別手当、産業教育手当、定時制通信教育手当の合計)	
特勤手当	離島その他の生活の著しく不便な地域に勤務する職員に対し支給 → 級地に応じ給料等の4~16%	同			
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、深夜に勤務した職員に対し支給 → 勤務1時間当たりの給与額の25%	同			
農林漁業普及指導手当	普及事務を行う普及指導員に対し支給 → 給料月額の6%				
へき地手当	山間地、離島その他生活不便地に所在する小中学校等に勤務する学校職員に対し支給 → 級地に応じ給料等の4~20%				
義務教育等教員特別手当	小中学校、高等学校、特別支援学校に勤務する教育職員に対し支給 → 級号給に応じて2,000~8,000円				
産業教育手当	実習を伴う農業等に関する科目を主として担任する教育職員に対し支給 → 給料月額の5%				
定時制通信教育手当	定時制・通信教育に従事する教育職員に対し支給 → 給料月額の10% (管理職手当受給者は8%)				

(5) 特別職の報酬等の状況（平成31年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	知 事	1,161,000 円	(	1,290,000 円)
	副 知 事	969,000 円	(	1,020,000 円)
報 酬	議 長	980,000 円	(	980,000 円)
	副 議 長	880,000 円	(	880,000 円)
	議 員	840,000 円	(	840,000 円)
期 末 手 当	知 事	(平成30年度支給割合)		
	副 知 事	3.30 月分		
	議 長	(平成30年度支給割合)		
	副 議 長 議 員	3.30 月分		
退 職 手 当	知 事	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 知 事	給料月額×在職月数×0.50	30,960,000 円	任期毎又は通算
	備 考	給料月額×在職月数×0.40	19,584,000 円	任期毎又は通算

(注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額です。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

(6) 公営企業職員の状況

ア 工業用水道事業

(ア) 職員給与費の状況（決算）

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 29年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
30年度	5,389,080	723,919	717,680	13.3	12.3

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含んでいません。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
30年度	75	312,005	95,919	129,326	537,250	7,163

(注) 1 職員手当には退職給与金を含んでいません。

2 職員数は、平成31年3月31日現在の人数です。

(イ) 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成31年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
山 口 県	43.9 歳	361,915 円	579,758 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含んでいます。

(ウ) 職員の手当の状況

a 期末手当・勤勉手当

山口県（工業用水道事業）		山 口 県	
1人当たり平均支給額(平成30年度) 1,670 千円		1人当たり平均支給額(平成30年度) 1,757 千円	
(30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.80 月分 (0.85) 月分		(30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.80 月分 (0.85) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15、25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15、25%	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

b 退職手当（平成31年4月1日現在）

山口県（工業用水道事業）			山 口 県		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575月分	47.709 月分
最高限度額	47.709月分	47.709 月分	最高限度額	47.709月分	47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)		
1人当たり平均支給額 - 21,364 千円			1人当たり平均支給額 3,059 千円 22,210 千円		

(注) 山口県（工業用水道事業）の退職手当の1人当たり平均支給額は、過去3年間に退職した職員に支給された平均額です。

c 地域手当（平成31年4月1日現在）

支給実績(平成30年度決算)		499 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算)		6,657 円	
支給対象地域(職種)	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
山口県内に在勤する職員	0.15 %	75 人	0.15 %

d 特殊勤務手当（平成31年4月1日現在）

支給実績(平成30年度決算)		1,219 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算)		21,765 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成30年度)		74.7 %		
手当の種類		4 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(30年度)決算	左記職員に対する支給単価
利水業務手当	右の業務を行った職員	事故又は災害が発生した現場施設で行う応急作業等	1,219 千円	日額 480～730円 (日没から日出間は50%加算)
危険作業手当	右の業務を行った職員	特別高圧、高圧の活線作業、活線近接作業、高所作業又は深所作業等の業務		1時間 120～130円
用地交渉手当	右の業務を行った職員	土木建築工事等の施行に伴う土地等の取得、使用、損失の補償のための交渉業務		日額 650円
感染症防疫等業務手当	右の業務を行った職員	家畜伝染病発生時の伝染性疾病に感染した動物の取扱等の業務		日額 300～760円

**e 時間外勤務手当**

支給実績(平成30年度決算)	27,106 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算)	417 千円
支給実績(平成29年度決算)	23,109 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成29年度決算)	369 千円

(注)1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含んでいます。

- 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(〇年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含んでいます。

**f その他の手当(平成31年4月1日現在)**

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(平成30年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算)
管理職手当	管理、監督の地位にある職員(局長、本局課長、事業所長等)に対し支給 → 職員の属する級及び管理職手当区分に応じ 51,000円～130,000円	異	<手当額> 33,000～130,000円	8,244 千円	749,455 円
扶養手当	(1) 配偶者:6,500円 (2) 満22歳年度末までの子:10,000円 (3) その他の扶養親族:6,500円	同		12,853 千円	273,468 円
住居手当	【職員が自ら居住する借家】 (1) 家賃が月額23,000円以下 → 家賃の月額から12,000円を控除した額 (2) 家賃が月額23,000円超 → 家賃の月額と23,000円との差額の2分の1を11,000円に加算した額 (最高支給限度額は27,000円) 【配偶者等が居住する借家】 職員が自ら居住する場合の借家に係る手当額の2分の1に相当する額	同		6,149 千円	279,482 円
初任給調整手当	特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職に新たに採用された職員に対して支給	同		—	—
通勤手当	【交通機関利用】 (1) 1箇月当たりの運賃の額が70,000円以下 → 定期券又は回数券の価額 (最も経済的かつ合理的なもの) (2) 1箇月当たりの運賃の額が70,000円超 → 70,000円を超える額の2分の1に70,000円を加算した額 【自動車等使用(自転車を除く)】 通勤距離が2km以上4km未満の場合2,000円、以下距離に応じて加算 (最高支給限度額:通勤距離が98km以上の場合54,500円)	同		17,284 千円	243,438 円
単身赴任手当	異動によりやむを得ず単身で生活することになった職員に対して支給 → 基礎額30,000円に職員の住居から家族の住居までの距離に応じて最高70,000円を加算	同		—	—
特地勤務手当	離島その他の生活の著しく不便な地域に勤務する職員に対し支給	同		—	—

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成30年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (平成30年度決算)
休日勤務手当	祝日法による休日等又は年末年始の休日等において、正規の勤務時間として勤務した職員に対し支給 → 勤務1時間当たりの給与額の35%増の額	同		—	—
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、深夜に勤務した職員に対し支給 → 勤務1時間当たりの給与額の25%	同		—	—
宿日直手当	宿日直勤務をした職員に対し支給 → 勤務の内容に応じ4,400～7,400円	同		19,669 千円	655,640 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当受給職員等が、臨時又は緊急の必要により週休日等に勤務した場合に支給 <週休日等> 勤務1回につき4,000～12,000円 (6時間超勤務:150/100 を乗じた額) <週休日等以外の日(午前0時から午前5時)> 勤務1回につき2,000～6,000円	同		30 千円	10,083 円

## イ 電気事業

### (ア) 職員給与費の状況 (決算)

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B/A	(参考) 29年度の総費用に占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
30年度	1,330,068	121,346	427,443	32.1	32.0

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含んでいません。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
30年度	45	189,129	59,234	78,250	326,613	7,258

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含んでいません。  
2 職員数は、平成31年3月31日現在の人数です。

### (イ) 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (平成31年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
山口県	44.4 歳	364,110 円	593,076 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含んでいます。

(ウ) 職員の手当の状況

a 期末手当・勤勉手当

山口県（電気事業）			山口県		
1人当たり平均支給額(平成30年度)			1人当たり平均支給額(平成30年度)		
1,694 千円			1,757 千円		
(30年度支給割合)			(30年度支給割合)		
期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当	
2.60 月分	1.80 月分		2.60 月分	1.80 月分	
(1.45) 月分	(0.85) 月分		(1.45) 月分	(0.85) 月分	
(加算措置の状況)			(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置			職制上の段階、職務の級等による加算措置		
・役職加算 5～20%			・役職加算 5～20%		
・管理職加算 15、25%			・管理職加算 15、25%		

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

b 退職手当（平成31年4月1日現在）

山口県（電気事業）			山口県		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575月分	47.709 月分
最高限度額	47.709月分	47.709 月分	最高限度額	47.709月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)			定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)		
1人当たり平均支給額	-	23,581 千円	1人当たり平均支給額	3,059 千円	22,210 千円

(注) 山口県（電気事業）の退職手当の1人当たり平均支給額は、過去3年間に退職した職員に、平均額です。

c 地域手当（平成31年4月1日現在）

支給実績(平成30年度決算)		303 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算)		6,732 円	
支給対象地域(職種)	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
山口県内に在勤する職員	0.15 %	45 人	0.15 %

d 特殊勤務手当（平成31年4月1日現在）

支給実績(平成30年度決算)		877 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算)		31,316 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成30年度)		62.2 %		
手当の種類		4 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(30年度)決算	左記職員に対する支給単価
利水業務手当	右の業務を行った職員	事故又は災害が発生した現場施設で行う応急作業等	877 千円	日額 480～730円 (日没から日出間は50%加算)
危険作業手当	右の業務を行った職員	特別高圧、高圧の活線作業、活線近接作業、高所作業又は深所作業等の業務		1時間 120～130円
用地交渉手当	右の業務を行った職員	土木建築工事等の施行に伴う土地等の取得、使用、損失の補償のための交渉業務		日額 650円
感染症防疫等業務手当	右の業務を行った職員	家畜伝染病発生時の伝染性疾病に感染した動物の取扱等の業務		日額 300～760円



**e 時間外勤務手当**

支給実績(平成30年度決算)	17,680 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算)	478 千円
支給実績(平成29年度決算)	13,202 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成29年度決算)	357 千円

(注)1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含んでいます。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(〇年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含んでいます。

**f その他の手当(平成31年4月1日現在)**

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(平成30年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算)
管理職手当	管理、監督の地位にある職員(局長、本局課長、事業所長等)に対し支給 → 職員の属する級及び管理職手当区分に応じ 51,000円～130,000円	異	<手当額> 33,000～130,000円	6,192 千円	774,000 円
扶養手当	(1) 配偶者:6,500円 (2) 満22歳年度末までの子:10,000円 (3) その他の扶養親族:6,500円	同		6,805 千円	261,731 円
住居手当	【職員が自ら居住する借家】 (1) 家賃が月額23,000円以下 → 家賃の月額から12,000円を控除した額  (2) 家賃が月額23,000円超 → 家賃の月額と23,000円との差額の2分の1を11,000円に加算した額 (最高支給限度額は27,000円)  【配偶者等が居住する借家】 職員が自ら居住する場合の借家に係る手当額の2分の1に相当する額	同		3,533 千円	294,375 円
初任給調整手当	特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職に新たに採用された職員に対して支給	同		—	—
通勤手当	【交通機関利用】 (1) 1箇月当たりの運賃の額が70,000円以下 → 定期券又は回数券の価額 (最も経済的かつ合理的なもの)  (2) 1箇月当たりの運賃の額が70,000円超 → 70,000円を超える額の2分の1に70,000円を加算した額  【自動車等使用(自転車を除く)】 通勤距離が2km以上4km未満の場合2,000円、以下距離に応じて加算 (最高支給限度額:通勤距離が98km以上の場合54,500円)	同		11,565 千円	304,343 円
単身赴任手当	異動によりやむを得ず単身で生活することになった職員に対して支給 → 基礎額30,000円に職員の住居から家族の住居までの距離に応じて最高70,000円を加算	同		—	—
特地勤務手当	離島その他の生活の著しく不便な地域に勤務する職員に対し支給	同		—	—

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成30年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (平成30年度決算)
休日勤務手当	祝日法による休日等又は年末年始の休日等において、正規の勤務時間として勤務した職員に対し支給 → 勤務1時間当たりの給与額の35%増の額	同		—	—
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、深夜に勤務した職員に対し支給 → 勤務1時間当たりの給与額の25%	同		—	—
宿日直手当	宿日直勤務をした職員に対し支給 → 勤務の内容に応じ4,400～7,400円	同		13,102 千円	655,085 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当受給職員等が、臨時又は緊急の必要により週休日等に勤務した場合に支給 <週休日等> 勤務1回につき4,000～12,000円 (6時間超勤務:150/100 を乗じた額) <週休日等以外の日(午前0時から午前5時)> 勤務1回につき2,000～6,000円	同		34 千円	11,250 円

#### 4 勤務時間その他の勤務条件

##### (1) 一般職員の勤務時間

平成31年4月1日現在における一般職員の勤務時間及び休憩は次のとおりです。

一週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	8:30	17:15	12:00～13:00

(注) 公務の運営上の事情等により特別の形態によって勤務する必要のある職員の勤務時間については、各任命権者が別に定めています。

##### (2) 年次有給休暇

年次有給休暇は、一年ごとに20日付与され、残日数は20日を上限として翌年に繰り越すことができます。平成30年の年次有給休暇の取得状況は次のとおりです。

平成30年 平均使用日数	13.5日
--------------	-------

(注) 小中学校職員を除く。

##### (3) 特別休暇等

負傷や病気による療養、選挙権の行使、結婚、出産など条例や規則で定める事由に該当する場合には、特別休暇等を付与しています。

区 分		付与日数
特別休暇	選挙権その他公民としての権利行使	必要と認められる期間
	証人等としての裁判所等への出頭	
	骨髄移植のための骨髄液提供	
	ボランティア活動	年5日以内
	職員の結婚	7日以内
	職員の分べん	産前8週間から産後8週間
	育児(生後1年6月に達しない子)	1日2回、各45分以内
	職員の妻の出産	3日以内
	男性職員の育児参加	5日以内
	子(中学校就学前)の看護	5日以内(対象となる子が2人以上いる場合は10日以内)
	(短期)介護休暇	5日以内(対象となる親族が2人以上いる場合は10日以内)
	忌引	10日以内
	父母、配偶者、子の祭日	1日
	災害による住居の滅失又は損壊	7日以内
	災害による交通遮断等	必要と認められる期間
	生理日	月3日以内
	妊産婦の健康診断	必要と認められる期間
	妊婦の通勤緩和	1日1時間以内
	妊娠障害	14日以内
	不妊治療	6日以内
病気休暇	療養のため勤務することがやむを得ないと認められる必要最低限の期間	

##### (4) 介護休暇

職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母等の負傷又は老齢により介護をするため勤務しないことが相当であると認められる場合は、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(指定期間)で取得することが可能です。

平成30年度の介護休暇の取得状況は次のとおりです。

区分	取得者数
男性職員	0人
女性職員	8人
計	8人

#### (5) 介護時間

職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母等の負傷又は老齢により介護をするため勤務しないことが相当であると認められる場合は、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において、1日を通じ、2時間の範囲内で取得することが可能です。

平成30年度の介護時間の取得状況は次のとおりです。

区分	取得者数
男性職員	0人
女性職員	0人
計	0人

#### (6) 子育て支援部分休暇

職員が小学校(第1学年から第3学年までに限る。)に就学している子を養育するため勤務しないことが相当であると認められる場合は、1日を通じ、2時間の範囲内で取得することが可能です。

平成30年度の子育て支援部分休暇の取得状況は次のとおりです。

区分	取得者数
男性職員	1人
女性職員	13人
計	14人

## 5 職員の休業の状況

### (1) 自己啓発等休業

公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときに、大学等課程の履修又は国際貢献活動のための休業をすることが認められる制度です。

平成30年度の自己啓発等休業の取得状況は次のとおりです。

	取得者数	うち大学等課程の履修	うち国際貢献活動
男性職員	1人	0人	1人
	1人	1人	0人
女性職員	1人	1人	0人
	3人	2人	1人
計	2人	1人	1人
	4人	3人	1人

(注) 上段は、平成30年度に新たに自己啓発等休業を取得した者、下段は自己啓発等休業の期間が平成29年度から平成30年度にかけて引き続けている者の数です。

### (2) 育児休業等

職員が3歳に満たない子を養育するため、当該子が3歳に達する日まで、育児のために休業等をすることが認められる制度です。

平成30年度の育児休業及び部分休業の取得状況は次のとおりです。

	育児休業取得者数	部分休業取得者数
男性職員	25人	1人
	3人	0人
女性職員	281人	101人
	289人	7人
計	306人	102人
	292人	7人

(注) 上段は、平成30年度に新たに育児休業(部分休業)を取得した者、下段は育児休業(部分休業)の期間が平成29年度から平成30年度にかけて引き続けている者の数です。

### (3) 配偶者同行休業

公務の運営に支障がないと認められる場合に、職員が外国で勤務等をする配偶者に同行するため、休業をすることが認められる制度です。

平成30年度の配偶者同行休業の取得状況は次のとおりです。

	取得者数
男性職員	0人
	0人
女性職員	1人
	0人
計	1人
	0人

(注) 上段は、平成30年度に新たに配偶者同行休業を取得した者、下段は配偶者同行休業の期間が平成29年度から平成30年度にかけて引き続けている者の数です。

## 6 分限及び懲戒処分の状況

### (1) 分限処分者数

分限処分とは、勤務実績が良くない場合、心身の故障の場合、又はその職に必要な適格性を欠く場合等の一定の事由がある場合、地方公務員法第28条の規定に基づき、休職等の処分をすることです。

平成30年度の分限処分の状況は、次のとおりです。

処分事由	処分の種類	降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績が良くない場合						
心身の故障の場合				261人		261人
職に必要な適格性を欠く場合						
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合						
刑事事件に関し起訴された場合						
条例で定める事由による場合				1人		1人
合計				262人		262人

### (2) 懲戒処分者数

懲戒処分とは、法令に違反した場合、職務上の義務に違反し若しくは職務を怠った場合、又は全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合、地方公務員法第29条の規定に基づき、戒告、減給、停職又は免職の処分をすることです。

平成30年度の懲戒処分の状況は、次のとおりです。

処分事由	処分の種類	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合			2人	1人	1人	4人
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合		1人	1人			2人
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合						0人
合計		1人	3人	1人	1人	6人

## 7 サービスの状況

### (1) 職務に専念する義務の免除

職員は、地方公務員法第35条に基づき、職務に専念する義務を有していますが、条例及び規則により、次の場合においては、当該義務が免除されます。

職務に専念する義務の免除が認められる場合
ア 研修を受ける場合
イ 厚生に関する計画の実施に参加する場合
ウ その他特に任命権者又はその委任を受けた者の承認を得た場合
エ 人事委員会が定める場合
(ア) 在勤庁の事務又は事業運営上の必要に基づき、事務又は事業の全部又は一部を停止した場合
(イ) 地方公務員災害補償法第51条第2項の規定により審査請求若しくは再審査請求をし、又は同法第60条第1項の規定により出頭する場合
(ウ) 地方公務員法第46条の規定により勤務条件に関する措置の要求をし、又は同法第49条の2第1項の規定により不利益処分に関する審査請求をする場合
(エ) 地方公務員法第55条第11項の規定により、当局に対して不満を表明し、又は意見を申し出る場合
(オ) 教育公務員特例法第17条第1項の規定により、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務を行う場合
(カ) 職務に関し、国又は他の地方公共団体若しくはその他の公益団体の職を兼ね、その職に属する事務を行う場合
(キ) 国又は地方公共団体の機関、学校その他の団体から委嘱を受けて、講演講義等をする場合
(ク) 職務上の教養に資する講演会又は講習会に出席する場合
(ケ) 新採用及び転勤のために旅行する場合
(コ) 職務上必要な試験を受験する場合
(サ) 人事委員会が特に認めた場合

### (2) 営利企業等への従事許可

職員は、地方公務員法第38条に基づき営利企業等への従事が制限されていますが、人事委員会規則に定める許可基準を満たし、かつ任命権者の許可を受けた場合には、営利企業等に従事することができます。

許可の基準
次のいずれにも該当する場合
ア 職務の遂行に支障を及ぼすおそれがないもの
イ 当該職員の職との間に特別の利害関係がなく、又はその発生のおそれがないもの
ウ 公務員としての信用を傷つけるおそれがないもの
エ その他法の精神に反しないと認められるもの

## 8 退職管理の状況

職員の退職管理の適正を確保するため、地方公務員法第38条の2及び職員の退職管理に関する条例等により、再就職に関する規制等を実施しています。

### (1) 再就職に関する規制等

#### 1) 元職員による働きかけの規制

元職員による、離職前の職務に関する現職職員への働きかけを禁止しています。なお、退職時の職位に応じた規制の内容は、次のとおりです。

根拠規定	主体	働きかけの禁止となる対象	期間
地方公務員法	全ての再就職者	離職前5年間の職務	2年間
		在職中に自らが最終決裁権者として決定した契約・処分	定めなし
	長の直近下位の内部組織の長(部局長等)の職に就いていた再就職者	離職前5年より前に同職に就いていたときの職務	2年間
県条例	国の部課長級相当職(部局長等を除く所属長以上)の職に就いていた再就職者	同上	2年間

#### 2) 再就職情報の届出

職員は、離職後2年間、営利企業等の地位に就こうとする場合、もしくは就いた場合には、任命権者に一定の事項を届け出るものとしています。

### (2) 退職者の再就職の状況（令和元年度）

平成30年度に退職した課長級以上(管理職手当受給者)の職員の営利企業等への再就職の状況は、以下のとおりです。

#### ア 知事部局等

(令和元年8月1日現在)

No.	氏名	退職時役職名	退職年月日	再就職先名称	再就職先役職等	再就職年月日
1	轟岡英司	山口県税務所次長	H31.3.31	(一社)山口県浄化槽協会	事務局長	H31.4.1
2	井町健	山口県民局次長	H31.3.31	(一財)山口観光コンベンション協会	専門監	H31.4.1
3	濱口和彦	下関県民局長	H31.3.31	(福)紫雲会 特別養護老人ホーム紫福園	理事兼園長	H31.4.1
4	奥田宏	萩県民局長	H31.3.31	山口県商工会連合会	専務理事	H31.4.1
5	森重孝夫	萩県民局次長	H31.3.31	(一財)山口県ニューメディア推進財団	専務理事	R1.5.8
6	佐田邦男	産業戦略部長	H31.3.31	周南市	副市長	R1.6.7
7	佐伯彰二	環境生活部長	H31.3.31	(一社)山口県医師会	事務局長	H31.4.1
8	工藤伸一	環境生活部審議監	H31.3.31	(公財)山口県生活衛生営業指導センター	専務理事兼経営指導員	H31.4.1
9	伊藤利明	柳井健康福祉センター次長	H31.3.31	(福)山口県聴覚障害者福祉協会 聴覚障害者情報センター	常務理事兼所長	R1.6.1
10	水津隆市	周南健康福祉センター保健環境部副部長	H31.3.31	(一財)山口県環境保全事業団	事業部次長	H31.4.1
11	岸文雄	萩健康福祉センター所長	H31.3.31	(医)健仁会 ケアタウンあさ紫苑	施設長	H31.4.1
12	山根正昭	中央児童相談所所長	H31.3.31	(福)山口県社会福祉協議会 福祉研修センター	所長	H31.4.1
13	原田道夫	中央児童相談所次長	H31.3.31	(地独)山口県立病院機構	本部事務局内部監査室長	H31.4.1
14	林田徳夫	宇部児童相談所所長	H31.3.31	(社福)鼓ヶ浦整肢学園 総合相談支援センターばれっと	所長	H31.4.1
15	矢敷健治	商工労働部長	H31.3.31	(一財)山口県国際総合センター	理事長	R1.6.3
16	梶川修次	東部高等産業技術学校長	H31.3.31	(一財)山口県施設管理財団 県営住宅管理事務所	常務理事兼所長	H31.4.1
17	斎藤郁夫	美術館副館長	H31.3.31	県立美術館	学芸参与(非常勤嘱託員)	H31.4.1
18	矢尾宏志	農林水産部理事	H31.3.31	(公社)山口県栽培漁業公社	業務執行理事兼事務局長	H31.4.1
19	井上興	周南農林水産事務所長	H31.3.31	(公財)やまぐち農林振興公社	アドバイザー	H31.4.1



No.	氏名	退職時役職名	退職年月日	再就職先名称	再就職先役職等	再就職年月日
20	三 牧 新 一	周南農林水産事務所農村整備部長	H31.3.31	(株)宇部建設コンサルタント	柳井営業所長	H31.4.1
21	沖 原 一 則	山口農林水産事務所長	H31.3.31	(公財)やまぐち農林振興公社	専務理事	H31.4.1
22	吉 山 文 彦	山口農林水産事務所次長	H31.3.31	(一財)山口県施設管理財団	総務課主任	H31.4.1
23	三 好 雅 和	山口農林水産事務所畜産部長	H31.3.31	柳井農林水産事務所	非常勤嘱託員	H31.4.1
24	片 岡 謙 一 郎	山口農林水産事務所水産部長	H31.3.31	山口県漁業協同組合	参与	H31.4.1
25	水 原 孝 之	長門農林水産事務所長	H31.3.31	(公社)山口県畜産振興協会	事務局長	H31.4.1
26	今 野 良 治	萩農林水産事務所農村整備部長	H31.3.31	(株)山口建設コンサルタント	技師長	H31.4.1
27	福 田 和 弘	下関農林事務所長	H31.3.31	復建調査設計(株)山口支社	技師長	H31.4.1
28	金 子 満	農林総合技術センター次長	H31.3.31	(公財)やまぐち産業振興財団	総合支援部事業管理室長	H31.4.1
29	中 野 隆 雄	農林水産部審議監	H31.3.31	宇部興産コンサルタント(株)	技術部長	H31.4.1
30	中 野 修	水産研究センター次長	H31.3.31	(一社)山口県医師会	総務課長	H31.4.1
31	小 澤 雅 史	土木建築部次長	H31.3.31	井森工業(株)	専務	H31.4.1
32	鉄 賀 博 己	土木建築部審議監	H31.3.31	(株)技工団	技術部長	H31.4.1
33	野 村 栄 一	防府土木建築事務所次長	H31.3.31	(一社)山口県木材協会 林業・木材製造業労働災害防止協会	事務局長 山口県支部事務局長	H31.4.1 H31.4.1
34	保 田 英 雄	宇部土木建築事務所長	H31.3.31	(株)建設技術研究所	顧問技師長	H31.4.1
35	地 家 秀 紀	宇部土木建築事務所次長	H31.3.31	(公財)山口県健康福祉財団	総務管理班長	H31.4.1
36	市 原 正 彦	建築指導課企画監	H31.3.31	(一社)山口県電業協会	事務局長	H31.4.1
37	延 岡 洋	建築指導課長	H31.3.31	(一財)山口県建築住宅センター	参事	R1.7.1
38	中 武 義 登	建築指導課調整監	H31.3.31	山口県管工事工業協同組合	専務理事兼事務局長	H31.4.1
39	水 津 玉 輝	物品管理課長	H31.3.31	日本赤十字社小野田赤十字病院	事務部総務企画課長	H31.4.1
40	長 井 治 明	企業局長	H31.3.31	(一財)山口県建設技術センター	理事長	H31.4.1
41	河 野 一 郎	企業局電気工水課長	H31.3.31	日本赤十字社山口赤十字病院	嘱託	H31.4.1
42	瀧 隆 明	議会事務局次長	H31.3.31	(福)恩賜財団済生会支部山口県済生会	事務局長	H31.4.1
43	木 村 泰 則	監査委員事務局長	H31.3.31	(公財)山口県私学教育振興財団	常務理事	H31.4.1
44	山 崎 健 司	人事委員会事務局長	H31.3.31	(一財)山口県自動車振興センター	総務部長	H31.4.1
45	吉 山 明 彦	人事委員会事務局次長	H31.3.31	(一財)消防試験研究センター 山口県支部	支部長	H31.4.1

## イ 教育委員会

(令和元年8月1日現在)

No.	氏名	退職時役職名	退職年月日	再就職先名称	再就職先役職等	再就職年月日
46	松永 正	山口図書館長	H31.3.31	総合病院山口赤十字病院	事務部長	H31.4.1
47	石丸 義臣	やまぐち総合教育支援センター部長	H31.3.31	山口市福祉センター	館長	R1.6.1
48	河村 和彦	光高等学校事務長	H31.3.31	公益財団法人山口県ひとづくり財団スポーツ交流村	事務長	H31.4.1
49	藤村 正彦	下松高等学校事務長	H31.3.31	公益財団法人やまぐち農林振興財団	シニアスタッフ(主幹)	H31.4.1
50	内田 松典	山口中央高等学校事務長	H31.3.31	公益財団法人山口県ひとづくり財団十種ヶ峰青少年自然の家	事務長	H31.4.1
51	植村 伊智郎	西京高等学校事務長	H31.3.31	社会福祉法人山口県社会福祉事業団オアシスほぎ園	総務課長	H31.4.1
52	岩本 浩明	山口総合支援学校事務長	H31.3.31	地方独立行政法人山口県立病院機構	総務課長	H31.4.1
53	村上 哲朗	周防大島高等学校長	H31.3.31	国際医療福祉大学	参事	H31.4.1
				学校法人野田学園野田学園中学・高等学校	非常勤講師	H31.4.1
54	須藤 恒史	徳山高等学校長	H31.3.31	やまぐち外国人総合相談センター	統括コーディネーター	H31.4.1
55	阿武 慎治	山口中央高等学校長	H31.3.31	山口県私立中学高等学校協会	事務局次長	H31.4.1
56	鈴木 三郎	西京高等学校長	H31.3.31	山口県ひとづくり財団秋吉台青少年自然の家	指導主任	H31.4.1
57	古谷 修一	宇部高等学校長	H31.3.31	山口県立大学キャリアサポートセンター	センター長	H31.4.1
58	村岡 秀明	周南総合支援学校長	H31.3.31	商工労働部労働政策課	障害者職業訓練コーチ	H31.4.1
				セントコア山口営業グループ	渉外係	H31.4.1
59	嬉 真里子	山口総合支援学校長	H31.3.31	山口大学教職大学院	教授	H31.4.1
60	重永 直紀	萩総合支援学校長	H31.3.31	学校法人早稲学園早稲高等学校	教諭	H31.4.5
61	村田 敏晴	宇部西高等学校教頭	H31.3.31	学校法人香川学園宇部フロンティア大学付属香川高等学校	教諭	H31.4.1

## ウ 警察本部

(令和元年8月1日現在)

No.	氏名	退職時役職名	退職年月日	再就職先名称	再就職先役職等	再就職年月日
62	楠 純二	地域部長	H31.3.31	中国電力(株)山口統括セールスセンター	課長	H31.4.1
63	藤原 清美	地域部参事官兼地域企画課長	H31.3.31	山口県安全運転管理者協議会	専務理事	H31.4.1
64	好宮 達	光警察署長	H31.3.31	山口県非常勤嘱託員	生活相談員	H31.4.1
65	奥村 哲郎	小串警察署長	H31.3.31	小郡自動車学校	管理者	H31.4.1
66	木村 正	美祢警察署長	H31.3.31	鴻城自動車学校	管理者	H31.4.1
67	筱原 正博	長門警察署長	H31.3.31	自動車安全運転センター	課長	H31.4.1
68	藤原 清	参事	H31.3.31	たいよう共済山口支店	副支店長	H31.4.1
69	岩本 哲生	警務部会計監査官	H31.3.31	山口県自家用自動車協会	調査員	H31.4.1

## 9 職員の研修の状況

### (1) 研修の状況

職員の勤務能率の発揮及び増進を図るため、積極的に各種研修に取り組んでいます。

#### ア 一般行政職員

地方自治体を取り巻く社会経済情勢が大きく変化する中で、「元気で存在感のある県づくり」を積極的に進めていくために、職員一人ひとりの意識改革と職員の自主的・主体的な能力開発を推進する必要があることから、「山口県人材育成基本方針」を踏まえ、積極的に職員の研修を行っています。

平成30年度には、次のとおり研修を実施しました。

研 修 名	回数	人数
一般研修 新規採用職員、主事級、主任主事級等	10回	450人
パワーアップ研修 予算編成実務、危機管理実務、クレーム対応、政策法務、コーチング、民法等	26回	650人
サポート研修 地域接遇、女性職員キャリアデザイン講座等	13回	237人
派遣研修 中央省庁、他の地方公共団体、自治大学校、民間企業等		28人
合 計		1,365人

#### イ 教職員

今後とも急激な変化が続くことが予想されるこれからの社会において必要となる子どもたちの生涯にわたって学び続ける力の育成に向け、学校教育の直接の担い手である教職員の資質能力の向上を図る必要があることから、教職員一人ひとりの適性・能力やキャリアステージのそれぞれの段階に応じた計画的・継続的な研修を実施しています。

平成30年度には、次のとおり研修を実施しました。

研 修 名	日数	人数
基本研修 初任者・新採・新任、経験者、管理職、特別支援教育	83日	6,144人
希望研修 経験者、管理職、教科、教育相談、情報教育、特別支援教育、専門職務、社会教育等	47日	1,908人
支援研修 サテライト、スキルアップ	234日	5,541人
派遣研修等 大学院、日本人学校、民間企業等		476人
合 計		14,069人

(注)派遣研修は実人数、その他は延べ実数です。

## ウ 警察本部

警察職員が、警察法にのっとり、民主警察の本質と警察の責務とを自覚し、人格を磨き、学術を修め、実力を養い、もって公正明朗且つ能率的に職務を遂行し得るよう教養することを目的に研修を実施しています。平成30年度には、次のとおり研修を実施しました。

研 修 名	期数	人数
採用時教養 初任科、初任補修科、一般職員初任科	7期	244人
昇任時教養 巡査部長任用科、警部補任用科	2期	23人
専科等教養 部門別任用科、専科	40期	677人
合 計	49期	944人

## 10 職員の福祉及び利益の保護の状況

### (1) 保健の状況

地方公務員法(昭和25年法律第261号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、山口県職員健康管理規程(昭和50年山口県訓令第2号)等の規定に基づき、労働安全衛生体制のもと、快適な作業環境の整備、職員の安全と健康の確保など労働安全衛生管理に努めています。

(注)小中学校教職員を除く。

#### ア 労働安全衛生管理

平成30年度の安全衛生委員会等の設置状況は、次のとおりです。

区分	安全衛生委員会	衛生委員会
知事部局等	6所属	11所属
教育委員会	—	51所属
警察本部	—	20所属

#### イ 健康管理

平成30年度の検診受診状況は、次のとおりです。

区分		知事部局等	教育委員会	警察本部	備考
定期健康診断(法定)	対象者	3,625人	4,794人	3,582人	胸部エックス線撮影、血液検査ほか
	受診者	3,607人	4,047人	3,543人	
がん検診(任意)	胃がん	1,660人	2,689人	1,996人	
	大腸がん	778人	2,607人	2,092人	
	子宮がん	267人	393人	225人	
	乳がん	97人	387人	86人	

#### ウ 作業環境管理

平成30年度の作業環境測定結果は、次のとおりです。

所属数	作業場数	結果	検査内容
26	47	すべて適切である	特定化学物質、有機溶剤、粉じん

(注)知事部局のみ

### (2) 福利厚生状況

地方公務員法の規定に基づき、職員の元気回復等の事業を計画的に実施するとともに、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)等の規定に基づき地方職員共済組合等が実施する医療給付、年金給付等の諸事業に対して法令等に基づき経費負担するなど、職員の福利厚生を図っています。

(注)教育委員会については、県立学校・事務局の他、小中学校・県立大学等を含む。

#### ア 元気回復事業

区分	事業名	実施機関	概要
知事部局等	職員球技大会 本庁各課対抗バレーボール その他元気回復事業等	県・共済	ソフトボール、バレーボールなど6種目 本庁各課による対抗戦 部局又は各地域単位で実施
教育委員会	—	—	—
警察本部	—	—	—

### イ 地方職員共済組合等に対する負担金・補助金

区分	項目	金額	概要
知事部局等	共済組合への負担金	5,275,989千円	短期・長期負担金等
	共済組合への補助金	473千円	健康保持・疾病予防事業への補助等
教育委員会	共済組合への負担金	16,960,949千円	短期・長期負担金等
警察本部	共済組合への負担金	4,701,404,303千円	短期・長期負担金等

### (3) 公務災害補償

地方公務員法、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)の規定に基づき、公務災害(公務執行に起因して発生した負傷、疾病、障害、死亡等)、通勤災害に対して地方公務員災害補償基金が給付等を行っています。平成30年度認定件数は、次のとおりです。

区分	公務災害	通勤災害	計
知事部局等	15件	6件	21件
教育委員会	132件	3件	135件
警察本部	69件	3件	72件

(注)小中学校教職員を含みます。

## 1 1 特定事業主行動計画に基づく措置の実施状況

### (1) 知事部局等

#### ア 取組状況

##### (ア) 山口県庁こども参観デーの実施

本庁知事部局を対象に実施しました。

実施日時	参加者数	
	こども	保護者
H30.8.10	71人	44人

##### (イ) 各種制度の周知

各種の子育て支援制度をまとめたハンドブックをイントラネットに掲載し周知を図り、育児休業経験者の体験談をまとめて職員に情報提供を行いました。

##### (ウ) 時間外勤務の縮減

毎月の『全庁一斉ノー残業デー』など、各種取組の徹底を図りました。

### イ 数値目標に対する実績

#### (ア) 男性職員の育児休業取得率

目標値 (R1年度末)	取得率	取得者数/対象者数	《参考》女性職員の育児休業取得状況	
			取得率	取得者数/対象者数
13%	15.71%	11名/70名	100.0%	29名/29名

※ 対象者数は30年度中に新たに育児休業取得可能となった職員

#### (イ) 子ども出生時の男性職員の5日間以上の休暇取得率

男性職員について、子どもの出生時には「配偶者の出産補助休暇(3日)」を積極的に取得するとともに、2日間の年次有給休暇を合わせて、5日間の休暇を取得するよう、意識啓発等に努めた。

目標値(R1年度末)	取得率
80%	73.4%

#### (ウ) 年次有給休暇の取得率

目標値(R1年度末)	取得率
75% (15日)	73% (14.6日)

## (2) 教育委員会

### ア 取組状況

#### (ア) 各種制度の周知

各種の子育て支援制度をまとめたリーフレットを発行し、子どもとふれあう機会の充実を図るなどの意識啓発に努めました。

#### (イ) 時間外勤務の縮減

毎月の『全庁一斉ノー残業デー』の取組の徹底を図りました。

### イ 数値目標に対する実績

#### (ア) 男性職員の育児休業取得率

目標値 (R1年度末)	取得率	取得者数/対象者数	《参考》女性職員の育児休業取得状況	
			取得率	取得者数/対象者数
13%	8.0%	4名/ 50名	64.1%	25名/ 39名

※ 対象者数は30年度中に新たに育児休業取得可能となった職員(小・中学校を除く。)

#### (イ) 子ども出生時の男性職員の5日間以上の休暇取得率

男性職員について、子どもの出生時には「配偶者の出産補助休暇(3日)」や「男性職員の育児参加休暇(5日)」を積極的に取得するとともに、年次有給休暇を合わせて取得し、5日間の休暇を取得するよう、意識啓発等に努めました。

目標値(R1年度末)	取得率
80%	26.3%

※ 小・中学校を除く

#### (ウ) 年次有給休暇の取得率

目標値(R1年度末)	取得率
75% (15日)	58.5% (11.7日)

※ 小・中学校を除く



### (3) 警察本部

#### ア 取組状況

##### (ア) 育児休業を取得する職員の円滑な職場復帰の支援

育児休業を取得する職員が円滑に職場復帰できるよう、直近の上司等による育児休業前及び職場復帰前の個別面談や職場復帰研修を実施したほか、育児休業中に上司や身近な同僚等との電話連絡を行い、必要な情報の提供や要望の確認、助言・指導を実施し、職場復帰に向けた支援を図りました。

##### (イ) 男性職員の育児参加の促進

育児休業前及び職場復帰前の個別面談への部内配偶者の夫の同席や新婚の男性職員に対するダイレクトメールの送信により、男性の育児休業、出産補助休暇、育児参加休暇等の両立支援制度に関する周知を図り、その活用を促進しました。

##### (ウ) 休暇の取得促進

休暇取得奨励期間を設定して、職員の年次有給休暇の取得を促進したほか、誕生日、結婚記念日、子供の入学（卒業）式等に取得できる「記念日休暇」等のY P休暇の取得を促進しました。

#### イ 数値目標に対する実績

##### (ア) 男性職員の育児休業取得率

目標値 (R1年度末)	取得率	取得者数/対象者数	《参考》女性職員の育児休業取得状況	
			取得率	取得者数/対象者数
10%	4.2%	7名 / 165名	100%	29名 / 29名

※ 対象者数は29年度中に新たに育児休業取得可能となった職員

##### (イ) 子ども出生時の男性職員の出産補助休暇の取得率

子どもの出生時における父親の特別休暇(出産補助休暇や育児参加休暇)について周知するとともに、男性職員に対し、「配偶者の出産補助休暇(3日)」の積極的取得を奨励しました。

目標値(R1年度末)	取得率
80%	78.2%

##### (ウ) 年次有給休暇の取得率

目標値(R1年度末)	取得率
60% (12日)	75.5% (15.1日)

## Ⅱ 山口県人事委員会の業務の状況

### 1 職員の競争試験及び採用選考の状況

#### (1) 職員の競争試験の状況（平成30年度）

試験区分	試験職種等	申込者	第一次試験		第二次試験		競争倍率（A/B）	
			有効受験者数A	合格者	有効受験者数	最終合格者B		
大学卒業程度	行 政	335	263	91	83	41	6.4	
	警察行政	26	20	5	5	2	10.0	
	社会福祉（一般）	10	7	6	5	3	2.3	
	社会福祉（心理）	11	6	5	5	5	1.2	
	土 木	22	14	10	8	7	2.0	
	建 築	8	5	5	4	3	1.7	
	農 業	20	15	8	8	3	5.0	
	農業土木	5	5	5	5	2	2.5	
	林 業	3	2	2	2	1	2.0	
	畜 産	3	3	2	2	1	3.0	
	水 産	8	6	6	6	4	1.5	
	機 械	2	1	1	0	0	—	
	電 気	12	10	4	4	1	10.0	
	化 学	10	4	3	3	2	2.0	
	衛生薬学	6	4	3	3	1	4.0	
	衛生監視	7	5	5	5	4	1.3	
	計	488	370	161	148	80	4.6	
社会人経験者等	行 政	78	57	8	6	2	28.5	
	土 木	8	8	6	6	5	1.6	
	計	86	65	14	12	7	9.3	
高校卒業程度	事 務	75	47	19	18	9	5.2	
	警察事務	23	17	8	8	4	4.3	
	土 木	7	5	4	4	4	1.3	
	電 気	1	1	1	1	1	1.0	
	小・中学校事務	278	229	64	60	31	7.4	
	計	384	299	96	91	49	6.1	
医 療 系	保 健 師	20	20	13	13	4	5.0	
	計	20	20	13	13	4	5.0	
警 察 官	男性（A）第1回	279	227	202	139	55	4.1	
	男性（A）第2回	一般	104	62	50	40	12	5.2
		武道指導	2	2	2	2	2	1.0
	男性（B）	246	189	139	129	51	3.7	
	女性（A）第1回	75	55	52	19	6	9.2	
	女性（A）第2回	23	13	12	10	3	4.3	
	女性（B）	90	63	33	27	11	5.7	
	計	819	611	490	366	140	4.4	
合 計	1,797	1,365	774	630	280	4.9		

(2) 採用選考の状況(平成30年度)

給料表	職務の級	知事部局等	教育委員会	警察本部	計
行政職	9				
	8	1			1
	7				
	6	3	4		7
	5		2		2
	4	1			1
	3	20			20
	2	6			6
	1	9	1	3	13
公安職	9				
	8				
	7			4	4
	6			4	4
	5			3	3
	4			6	6
	3			10	10
	2			3	3
海事職	6				
	5				
	4				
	3				
	2				
研究職	5				
	4				
	3				
	2				
	1			1	1
医療職(一)	4				
	3	1			1
	2				
	1	4			4
医療職(二)	7				
	6				
	5				
	4				
	3				
	2				
	1				
医療職(三)	7				
	6				
	5				
	4				
	3				
	2				
	1				
教育職(一)	4				
	3				
	2	2			2
	1				
教育職(二)	4		1		1
	3		1		1
	2		2		2
	1				
計		47	11	34	92

## 2 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

本委員会は、平成30年10月17日、議会及び知事に対し、地方公務員法第8条及び第26条の規定に基づき、一般職の職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。その概要は、次のとおりです。

### 第1 給与についての報告及び勧告

#### 1 職員給与と民間給与との比較

##### (1) 月例給（本年4月時点）

民間給与 (A)	職員給与 (B)	公民較差 (A) - (B)
368,666円	366,872円	1,794円(0.49%)

##### (2) 特別給（ボーナス）

- ・ 民間の特別給の支給割合（昨年8月から本年7月まで） 4.42月分  
（職員の現行の年間支給割合は4.30月分）

#### [参考] 本年の人事院勧告の内容

- 月例給、特別給ともに5年連続の引上げ
  - ・ 月例給は民間給与との較差（0.16%）を埋めるため、俸給表の水準の引上げを4月に遡及して実施
  - ・ 特別給は勤勉手当を0.05月分引上げ（民間：4.46月、公務：4.40月）
- 宿日直手当について、勤務1回に係る支給額の限度を引上げ

## 2 給与改定の内容

職員給与と民間給与、国家公務員給与等との比較結果及び人事院勧告の内容等を総合的に勘案し、職員の給与について判断

### (1) 本年の給与改定等

#### ア 給料表

- ・ 本年4月時点で、職員給与が民間給与を1,794円（0.49%）下回る状況
- ・ このうち、「給与制度の総合的見直し」における給料表の水準引下げに伴う経過措置廃止の影響額は、1,077円
- ・ 国家公務員の給与水準との均衡も考慮し、経過措置廃止による影響額を除いて較差の解消を図ることとし、給料表について、所要の改定を行うことが必要

#### イ 期末・勤勉手当

##### (7) 平成30年度の支給割合

- ・ 民間の支給割合との均衡を図るため、6月期及び12月期の勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.05月分（年間0.10月分）引上げ

○ 期末・勤勉手当の支給割合

手当の別 支給期	期末手当	勤勉手当	合 計
6 月 期	1.225 月分 (1.025)	0.85→0.90 月分 (1.05→1.10)	2.075→2.125 月分 (2.075→2.125)
12 月 期	1.375 (1.175)	0.85→0.90 (1.05→1.10)	2.225→2.275 (2.225→2.275)
年 間 計	2.60 (2.20)	1.70→1.80 (2.10→2.20)	4.30→4.40 (4.30→4.40)

備考 ( )内は特別管理職員

(イ) 平成31年度以降の支給割合

- ・ 期末手当について、国に準じて、6月期及び12月期の支給割合が均等になるよう配分

ウ 初任給調整手当

- ・ 医師等に対する手当額を国に準じて引上げ

エ 宿日直手当

- ・ 勤務1回に係る支給額の限度を国に準じて引上げ

(2) 国家公務員との均衡を考慮した給与水準の見直し

- ・ 本年の給与改定において、公民較差の解消を一部に留めても、ラスパイレス指数は、来年以降も、引き続き高い水準にある見込み
- ・ 国家公務員の給与水準との均衡を考慮し、国家公務員の俸給表に準じた給料表の改定を平成31年4月に行うことが必要

(3) 実施時期

- ・ 平成30年4月1日から実施。ただし、(1)のイの(イ)及び(2)の改定については、平成31年4月1日から実施
- ・ (2)の給料表の改定に伴い、激変緩和のため、当分の間、経過措置

3 その他

(1) 住居手当

- ・ 国の動向等を注視しながら、引き続き検討を行うことが必要

(2) 昇給制度の見直し

- ・ 55歳を超える職員の昇給制度の在り方について、他の都道府県の動向等を踏まえ、検討を行うことが必要

第2 勤務環境の整備についての報告

1 総実勤務時間の短縮

- ・ 新たに法制化された時間外労働の上限規制が適用される、いわゆる三六協定職場では、これまで以上に勤務時間等のマネジメントの強化が必要であり、それ以外の職場でも、労働法制の改正等を踏まえ、適切な方策について検討することが必要
- ・ あらゆる職場で、実効性のある時間外勤務縮減の取組を一層進めるとともに、職

- 員一人ひとりも、働き方を見直し、計画的・効率的な業務処理を進めることが必要
- ・ 年次有給休暇を取得しやすい職場環境づくりを進めるとともに、年休取得計画表の活用等により、確実に休暇が取得できるよう配慮することが必要

## 2 心身両面の健康管理対策

- ・ 病気の予防、早期発見、早期治療につながる取組を進めるとともに、組織的に総合的なメンタルヘルス対策に取り組むことが必要
- ・ 適切な方法により職員の労働時間を把握し、時間外勤務の縮減と併せて、長時間の時間外勤務をせざるを得ない職員の健康管理対策に取り組むことが必要

## 3 ハラスメント対策

- ・ 職場におけるハラスメントは、絶対に許されないものであり、ハラスメントのない職場づくりに向けた取組を進めることが必要

## 4 職業生活と家庭生活の両立支援

- ・ 育児休業や介護休暇等に係る制度について、職員への周知や利用しやすい職場環境の整備を図るなど、利用促進に向けた取組を進めていくことが必要
- ・ 柔軟で多様な働き方について、国や他県の動向も注視しつつ、行政サービスへの影響や業務執行体制の確保に留意しながら、取組を一層進めていくことが必要

# 第3 人事行政の運営についての報告

## 1 高齢層職員の能力及び経験の活用

- ・ 国においては、公務員の定年の引上げについて、具体的な検討が進められており、本県においても、国の検討状況を注視しつつ、本県の実情を踏まえて定年の引上げによる高齢層職員の能力及び経験の活用方策について、検討を行うことが必要

## 2 人材の確保・育成等

- ・ 技術系職種を中心に採用試験の応募者の減少が著しい中、採用説明会の開催や試験制度の見直し等に、より一層、取り組むことが必要
- ・ キャリア形成の促進に向けた計画的かつ効果的な人材育成のため、多様な研修や長期的な人材育成の視点に立った人事管理等が必要
- ・ 女性職員の計画的な採用・登用等を進めるため、女性受験者の確保や女性職員が政策・方針決定過程へ参画する機会を拡大するなどの取組が必要

## 3 人事評価制度

- ・ 組織の活性化や公務能率の向上を図るためには、職員の能力・実績を適切に把握し、人事配置や昇任などの人事管理に的確に反映することが重要であり、これまでの人事評価の結果を十分に検証し、更に取組を進めることが必要

## 4 会計年度任用職員制度の導入

- ・ 地方公務員法等の改正の趣旨を踏まえ、平成32年4月の施行に向け具体的な制度の構築や関係規定の整備が必要

## 5 公務員倫理

- ・ 職員一人ひとりが県民全体の奉仕者としての使命感を持って全力で職務に取り組み、行政に対する県民の期待と信頼に応えることが必要

### 3 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の状況

勤務条件に関する措置要求制度は、公務員には労働協約締結権を含む団体交渉権や争議権が認められないなど、労働基本権が制限されていることの代償の一つとして認められたものであり、人事委員会は、職員から勤務条件に関し、適正な行政上の措置を求める要求があった場合に、必要な審査を行った上で判定を行い、事案の解決に当たるものです。

平成30年度においては、新規事案、継続事案ともにありません。

### 4 職員に対する不利益な処分についての審査請求の状況

不利益処分に関する審査請求は、任命権者によって懲戒処分その他の不利益処分を受けた職員から審査請求があった場合に、人事委員会が必要な調査・審査を行い、当該不利益処分が適法・妥当であれば、当該処分を承認し、違法・不当であれば、これを取り消し又は修正し、さらに必要があれば是正措置を指示する救済制度です。

平成30年度においては、新規事案、継続事案ともにありません。